

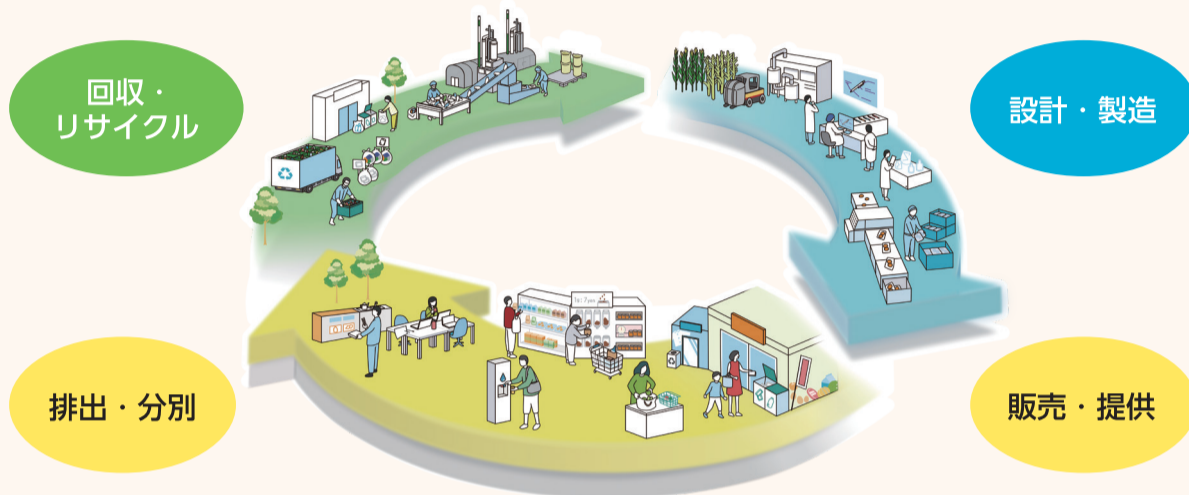
プラスチックは えらんで、減らして、リサイクル

プラスチック資源循環の新法が始まりました

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

なぜ新法ができたの？

プラスチックは便利な素材である一方、海洋ごみや気候変動問題等の原因ともいわれています。これらの問題解決に向けて、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理に至るまでの各段階において、みんなでプラスチックごみの削減に取り組んでいくためにつくられました。



column

世界で年間数100万トンを超えるプラスチックごみが陸上から海洋へ流出しているといわれています。2050年には海洋中のプラスチックごみの重量が魚の重量を超えるという試算もあります。



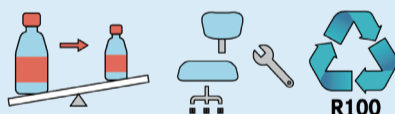
新法によって私たちの生活はどう変わるの？

設計・製造段階

製品の設計段階から環境に配慮したものとなるよう、設計指針が示されました。

設計指針の一例

「できるだけ使用する材料を少なくする」
「部品ごとに容易に分解・分別できるようにする」
「再生利用が容易な材料を使用する」など



販売・提供段階

ワンウェイ（使い捨て）のプラスチックの使用量を減らすため、適正な使用が求められます。

すでに実施されている取組み

- ・飲食店やコンビニエンスストアなどで、木製スプーンや紙ストローを提供する。
- ・テイクアウトの飲料の蓋をストローが不要な飲み口機能付きに変更する。
- ・スプーンやフォークを有償で提供する。
- ・宿泊施設で、アメニティを部屋には置かず、必要な方はフロントに声をかけたりバイキング形式で取ることができるようにする。
- ・クリーニング店でハンガーを店頭回収し、リユースまたはリサイクルを行う。

排出・回収・リサイクル段階

製造事業者や販売事業者等によるプラスチック製品を分別・回収する取組みが広がり、再生プラスチックを利用した製品が増えていきます。

狛江市で実施している取組み

- ・ボトルリサイクルプロジェクト
- ・コンタクトレンズ空ケースの回収

ボトルリサイクルプロジェクト紹介動画はこちら



コンタクトレンズ空ケース回収方法等はこちら



私たちにできること

日々の暮らしの中で、環境に配慮した商品やサービスをひとつでも多く選択したいですね。



プラスチック製品は「必要な分だけ使用すること」「繰り返し使用できる製品を活用すること」を徹底しましょう。



プラスチック製品の分別・回収に積極的に協力しましょう。

